

奨学金申請時のマイナンバー利用について

「三好市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の制定に伴い、マイナンバーの利用によって、申請の際の住民票及び所得証明書の添付が不要になる場合があります。

三好市奨学金の申請を行う際には、以下を参照し関係書類の提出をお願いいたします。

1. 奨学金貸与申請書(様式第1号)の「申請者個人番号」欄に12桁の個人番号(マイナンバー)をご記入ください。
2. 申請書下段の「家族の状況」の「個人番号」欄に12桁の個人番号(マイナンバー)をご記入ください。
3. 申請書提出にあたり、マイナンバー及び本人確認のため、以下の書類を準備いただけますようお願いいたします。

以下の書類をご提出ください。

- 申請者の個人番号カード(顔写真あり)もしくは通知カード※のコピー
※通知カードに記載された氏名、住所などが住民票記載の内容と同一の場合に限り有効
- 申請者の本人確認書類……下記の「A. 1点でよいもの」もしくは「B. 2点必要なもの」のコピー

本人確認書類 ※個人番号カード(顔写真あり)のコピーを提出する場合は、本人確認書類は不要です。

A. 1点でよいもの

運転免許証、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード、身体障害者手帳など

B. 2点必要なもの

健康保険証、学生証、年金手帳、各種医療受給者証など

法律の規定による官公署等発行のもの

(「氏名+生年月日」または「氏名+住所」の記載があるもの)

※有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

※裏面に住所が記載されている場合は、裏面のコピーも必要です。

※健康保険証の記号・番号は黒く塗りつぶしご提出ください。